

平成26年度履行状況調査の調査結果

平成27年2月25日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 調査の目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定める履行状況調査は、機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施するものであり、調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に不備があると判断された機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置が講じられることとなるものである。

2. 例外的な取扱い

ガイドラインが平成26年2月18日に改正されたことを受け、機関は、ガイドライン第1節から第6節までの各節に係る取組を行うことが求められており、平成26年度はそのための期間（経過措置期間）と位置付けられていることから、平成26年度に実施する履行状況調査は、機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の進捗状況を把握する調査と位置付け、調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に不備（未実施）があると判断された機関に対しても、管理条件の付与等の措置は講じないものとした。

3. 調査対象・内容等

[調査対象（54機関・別紙1）]

- 平成24年度に「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」、平成25年度にフォローアップをそれぞれ実施し、平成26年度にフォローアップを実施することとされた機関（18機関）
- 平成25年度に「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」を実施し、平成26年度にフォローアップを実施することとされた機関（36機関）

※平成26年度に実施する履行状況調査を「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」のフォローアップとして実施した。

[調査内容]

(1) 機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について、以下の調査の観点に基づき把握した。

調査の観点(例)※

- ①最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか
- ②競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか
- ③不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか
- ④発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
- ⑤競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表しているか
- ⑥内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか

※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応。

(2) 機関における「不正防止のための実効性ある取組事例」を収集した。

[調査体制・方法]

- 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、機関が提出する調査報告書等に基づき、「書面調査」を実施した。

4. 調査経過

平成26年7月2日	有識者会議 履行状況調査の実施方針の審議・決定
10月31日	調査対象機関が調査報告書等を提出
11月～	書面調査
平成27年2月25日	有識者会議 履行状況調査結果の審議・決定

5. 調査結果の総合所見

- 全ての機関において、ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、所要の対策が着実に実施されているが、本調査時点（平成26年10月末）においてガイドラインの要請事項のうち、実施予定とされている一部の事項もあり、今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制整備を推進することにより、着実な履行が求められる。
- 本調査においては、①業者との癒着を防ぐオープンなスペースでの打合せを行う取組、②調達データの分析に基づく特定の業者との関係に注力した監査の実施、③納品後の物品の現物確認の実施、④業者の帳簿との突合の実施など、多くの機関で機関の規模や特性に応じ実効性のある取組が見られた。
- しかしながら、本調査時点（平成26年10月末）においては、ガイドラインの要請事項のうち、①機関内の責任体系の明確化、②不正に係る調査の体制・手続き等の規程整備、③特殊な役務に関する検収の実施、④換金性の高い物品の管理体制の整備など、平成26年度中に実施予定としている事項もあった。
- 当該機関については、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況をモニタリングしていく必要がある。
- 今後も、引き続き、全ての機関において、先般明らかとなった不正事案に対する再発防止策を着実に実施することも含め、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。
- 個別の調査結果については、別紙2のとおり。

6. 今後の取組

- 平成26年度履行状況調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に不備（未実施）があると判断された機関については、平成27年度の履行状況調査の対象機関として、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の整備・運用状況のモニタリングを行う。
- 各機関においては、未実施事項への対応状況も含め、ホームページ等を通じ、積極的な情報発信に努めていただきたい。また、他の研究機関においては、本調査結果として抽出した「主な取組事例」等を参考として、今後の公的研究費の管理・監査体制の更なる整備・充実に向けた取組を期待したい。